

布佐中学校だより

5月号



我孫子市立布佐中学校 平成31年4月26日発行

我孫子市布佐 1301 ☎ 04-7189-2426 fax04-7189-2421

○「平成」から「令和」へ

「一万葉集「梅花の歌」— 初春の令月にして、気淑（よ）く風和ぎ、
梅は鏡前の粉（こ）を披（ひら）き、蘭は珮後（はいご）の香を
薰（かをら）す。」



～春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたい～との願いを込め決定したとされる、「令和」の時代となります。

学校生活も4月が終わろうとしていますが、新入生の皆さんは中学校の生活に慣れることができたでしょうか？より良い習慣づくりは大切な第一歩となります、今年は明日から10連休となり、せっかく慣れてきた生活習慣を保つようにお願いしたいと思います。5月末には市内陸上大会、2、3年生は6月に林間学校や修学旅行も控えていますので、健康管理、体調維持にはくれぐれも気をつけてください。

とはいっても、日頃できなかったことや家族や友人たちとの楽しい活動等、それぞれが有意義な連休としていただきたいものです。「令和」の出典とされる「万葉集」などに触れるなどというのも良いかもしれません。読書等の習慣を作るのもよいチャンスかもしれません。「平成」から「令和」へ元号が変わることで何かが変わる！ということではありませんが、自分の心の中で、「これをやってみよう！」とチャレンジする新しい自分の発見もできるかもしれません。

さて、4月20日(土)に、今年度最初の授業参観と保護者会(全体・学年・学級)、PTA総会・部活動後援会総会が行われました。授業参観では、担任による道徳の授業を実施しました。これは、今年度から中学校で「特別の教科 道徳」が始まったことをによります。道徳教育は、学校教育全体で行われるものですが、その要として新しい学習指導要領の2021年度の実施に先行して、「特別の教科 道徳」が始まりました。普通「教科」には、免許状が必要で、評点による評価がありますが、教科書はありますが、「道徳科」の教員免許状はなく、評点による評価ではなく、記述による評価とされているため「特別の」という文言が付いていると思われます。年間の指導計画に基づいて計画的に道徳の授業を行うことを要として、学校教育全体で進めることができます。その「特別な教科 道徳」を参観していただいたということになります。各担任が校内外で研修を積みながら「よりよく生きるために必要な道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」という学習指導要領の目標に即した授業の実践を目指していきたいと思います。

また、保護者会にも大勢参加していただき、学校教育目標や教育課程、校納金等の説明をさせていただきました。早期対応のための「報告・連絡・相談」の徹底もお願い、確認させていただきました。続くPTA総会・部活動後援会総会でも議案の承認が行われ、布佐中の子どもたちの活動への支援のための活動が決定されました。ご協力、本当にありがとうございました。
(校長 小林 浩之)

※いじめのない安全・安心な教育環境・学校をつくるために

学校にも徐々に慣れ始める5月を迎えるにあたり、人間関係を円滑にして充実した学校生活をみんなが送ることができるようするために、学校に関わる全員で「いじめを許さない～安全・安心な学校を作るために～」（「みんなで取り組む千葉教育」から）を確認したいと思います。

1. いじめの定義

例えば・・・Aさんは、同じクラスのBさんに、ふざけながら頭をたたかれた。Aさんは泣きながら担任のところへ駆け寄り「Bさんにたたかれた」と訴えた担任は、Bさんに事実を確認したところ、Aさんをたたいたことを認めため注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。

この例は「いじめ」にあたると思いますか？・・・「いじめ防止対策推進法」という法律があります。この法律でも、クラスメイトなど一定の関係がある人間同士で、一方の人が「いやだなあ」「つらい」と心理的に苦痛を感じたり、実際にたたかれたりして（インターネットを通じて行われるSNS等も含む）心身の苦痛を感じているものすべてをいいます。けんかやふざけ合いであっても、他の人の見えないところで行われていることや、「ふざけ合い」の背後に実は加害者と被害者の関係があって、一方が被害を受けていると感じていれば、それは「いじめ」です。すぐになぐってしまった生徒が、自分の意志で素直に直ちに謝って、良好な関係が築けたとしたら「いじめ」という言葉は使わないことがあります、この場合は、担任のところに行って訴えていて、いじめととらえる必要があります。「ふざけ」や「からかい」は、される人間がどう思うか、を想像できる力を持つことが大切です。

2.インターネット上のいじめ

今、直接に話したりたたいたりしなくても、スマホや携帯電話を利用して、悪口やからかい、特定の意味を持つ言葉を仲間同士で送信したりするいじめ被害が増えています。画像や動画などの投稿も大きな問題につながっています。「もう削除した」などと言っても、一度インターネット上に出されたものは、なかなか完全に消すことは難しくなります。何気なく仲間に送信した悪口やからかい半分で送った動画や画像がある人にとっては大きな心の傷となり、取り返しのつかない大きな問題となります。いつでも操作ができる手軽さが思いもよらない深刻な事態を引き起こしてしまうことを忘れてはいけません。



3.いじめ防止の取り組み

学校としても「いじめは人間として絶対に許されない」ことを教職員や生徒、学校に関わる全ての人と確認したいと思います。「絶対に許さない」と思う人が増えれば、傍観者でなく、「やめよう」と積極的に言うことができる人もいます。「見て見ぬふりをする」や「他人事」とする傍観者ではなく、仲裁者となれるよう日々の授業を大切にしていきたいと思います。また、担任を始め関わる職員のすべてがアンテナを高くして、小さな変化や危険信号を見過ごさないように努めます。養護教諭やスクールカウンセラー・心の教室の相談員もいますので、学校組織としていじめ対策の体制をとります。何よりも、学校と家庭との連携が必要であることは言うまでもありません。



「◇次のような行為は「いじめ」です。すぐに相談してください。

①無視をされていたら?

友達と考え方や意見がすれ違った時、お互いに少し距離を取ることがあるかもしれません。しかし、「無視」は、明らかに間違った行動です。みんなで和やかに話していたのに、その人が教室に入ったとたんにみんなが話をやめる…という状況を考えてください。「ただ話していないだけ」と説明することもあるかもしれません、実際に意図をもった非常に冷たい攻撃であり、された人は大変心が傷つきます。「無視」をされると誰とも話をできなくなってしまうくらい強い孤独感を感じてしまいます。そんな気持ちになつたら、迷わず先生や家族に方に相談してください。また、友達のそんな気持ちに気付いたら、優しく声をかけて話しを聞いてあげてください。

②悪口を言われていたら?

相手を批判するようなことを言ったり、相手の気持ちを無視してしまったり、強い口調で話をしてしまうことがあると思います。このような時は、時間をかけて話し合うことで、解決することもできます。一方、「悪口」や「暴言」は、相手を傷つけ、おとしめる行為で、直接言うだけでなく、SNS等に書き込んだりすることも同様です。言われている人も言っている人も、冷静に話を聴いてくれる人に話す必要があります。先生、家族、友人など真剣に話を聴いてくれる人は必ずいますので話をしてみましょう。

③暴力を受けていたら?

「暴力」は誰でも怖いものです。身体だけでなく心も大変傷つけられます。暴力を振るった人に二度と会いたくないと思ってしまいます。暴力は決して許されるものではありません。だからこそ、毅然とした態度で対処しなければなりません。「暴力」に対して「暴力」で応じるのは間違います。すぐに先生に教えてください。学校は、警察などと連携して厳しく対処します。

④金品や嫌なことを強要されていたら?

「おごってよ」とか「〇〇やれよ」と言われて、嫌だと思っていても断わることができなかつことはありませんか?断わると「嫌われる」「嫌がらせをされる」「暴力を受ける」など、色々なことが心配になって、言わるとおりにしてしまうことがあるかもしれません。しかし、要求に応じることはその場のぎにはなるかもしれませんが、やがて要求がエスカレートして事態は悪化してしまいます。無理をせず、先生や家族など大人に相談してください。学校は、必要に応じて警察とも連携して対応します。何かを理由に「脅かされている」場合は、そのことも一緒に相談するのがよいと思います。相談した人の手助けを受けながら、解決を図ることが良い方法です。

◆いじめはすぐに相談する

いじめを相談したことが知られると、「もっといじめがひどくなるのではないか」と心配する人もいると思います。いじめが更にひどくなることを心配している人は、そのことを先生に伝えてください。学校は、何よりもいじめを受けている生徒を守り抜くことを第一に対応します。

□いじめをとめる

クラスや部活動などで、「ちょっとやり過ぎだなあ」とか「あんなばかなことやめればいいのに」などと思うことはありませんか。みんな人間関係のことが気になっていて、「何かおかしいな」ということがあれば、気がついているのではないでしょうか。そんなときは、どうしたらよいでしょうか。「やめろよ」と言えず、自分が次のターゲットになることを心配して、注意することをためらっている人もいるかもしれません。確かに勇気がいることですし、怖いこともあります。そんな時は、次のことを考えてみてください。

- ・自分はいじめはしない。自分がされて嫌だったことは、他の人には絶対同じような思いをさせない。
- ・人に親切にする。困っている人がいたら、自分ができることを考えて手助けをする。
- ・悩んでいる人がいたら一緒に考えて、先生や家族の人に相談してみる。

これらは、あらゆるいじめに対処する上で、とても大切なことです。いじめを自分のこととして受け止め、どうやつたらいじめをとめられるか、どうやつたらいじめをなくせるか、みんなで考えましょう。

■互いの違いを認めよう

人間はみんな違っています。クラスや部活動で「あいつ変わっているな」と否定的な言葉や態度を示していると、その人は自分が何か悪いことをしているのではないかと不安になり、まわりに合わせようとして無理をしたり、人と接するのを避けてしまったり、自分を変えるようになってしまいます。そのような集団は、他の人にとっても居心地がよい場所とは言えません。一方、ユニークな友達として、その個性を受け入れている場合があります。そのような集団では、みんなが自分を繕わず、のびのびと過ごせます。そして、自分が受け入れられることで自然と感謝の気持ちがあらわれてきて、人にやさしくなり、自分がいる集団を大切にしようと考えます。「嘘をついてしまう」とか「冷たくしてしまう」などは、自分で意識して直していくかもしれません、本来の変える必要のない自分らしさ(個性)については、まず自分自身がそれを認めてみましょう。そして同時に、友達の個性も認めてください。学校では、いろいろな意見がぶつかったり、思い違いをしたりして、お互いの短所を指摘し合ってトラブルになることがあります。そんな時は、しっかりと相手の意見を聴き、自分の意見を述べて、お互いに歩み寄ることが大切です。そうすることで、友達の新しい長所が見えてきたり、自分の短所だと思っていたところが、実は長所だったと気づいたりすることもあります。お互いの違いを認めることは、自分自身の自信にもつながります。

※いじめについて話してください

平成26年に千葉県では千葉県いじめ防止対策推進条例が施行されました。すべての学校でも、いじめ防止基本方針が定められています。詳細は県ホームページをご覧ください。次の機関でも相談ができます。・24時間子ども SOS ダイヤル(全国共通ダイヤル0120-0-78310)

- ・子どもの人権110番(千葉地方法務局人権擁護課0120-007-110)
- ・千葉いのちの電話(043-227-3900)」

以上、「いじめを許さない」(県教育委員会発行)の一部抜粋、要約したものです。布佐中学校でも、この方針に則り対応していきます。だれもが認められ「自ら学び、共によりよく生きることのできる」学校を目指していきたいと思います。宜しくお願ひいたします。

○5月、6月の主な行事

5月					
7	火	家庭訪問開始～15日 布佐タイム申し込み締切(1年生)	22	水	心電図検診(1年生)
			23	木	内科検診(3年生) ノー部活デー
8	水	市内陸上大会練習開始～29日	24	金	布佐タイム①
9	木	耳鼻科検診(1年生) ノー部活デー	29	水	市内陸上大会 木曜日課 ノー部活デー
15	水	ノー部活デー(木曜部活動保護者会のため)	30	木	水曜日課
16	木	授業参観 部活動保護者会 歯科検診			
6月					
1	土	2年生林間学校～3日(月)	16	日	3年生修学旅～18日まで
4	火	2年生代休	19	水	2年生林間学校代休・3年生修学旅行代休
6	木	委員会 ノー部活デー	20	木	3年生修学旅行代休
7	金	ふさタイム②	21	金	指導室訪問(金126) ノー部活デー
10	月	生徒総会(木曜日課)	24	月	委員会 PTA ヨガ教室
13	木	定期テスト(英・理・国)	26	水	3年進路保護者会
14	金	定期テスト(社・数・1.2年月6.金63年家金6)	27	木	ノー部活デー
15	土	県民の日(3年生登校)	28	金	布佐タイム③ 6年生登校日①